

## 定期監査の結果に基づく措置

(令和5年12月8日実施)

健康福祉部 健康長寿課

|      |   |
|------|---|
| 調査事項 | 行政財産の目的外使用許可について  |
| 指摘事項 | 行政財産の目的外使用許可について、使用料の算定方法に誤りがあり、過少な使用料を徴しているものが見受けられたので、倉敷市行政財産使用料徴収条例の規定に従い適正な事務処理をされたい。                   |
| 措置   | 行政財産の目的外使用許可について、適正な使用料との差額は、相手方に説明した後、納入通知書を作成・送付し、令和6年1月22日に領収済みです。<br>今後は倉敷市行政財産使用料徴収条例に従い、適正な事務処理を行います。 |